

学術賞応募規定

1. 今回の受賞者数

賞	種別	細目	人数	内容
学術賞	学会賞	医学分野	0～1 名	表彰状・副賞（5 万円）
		医療保健福祉分野	0～1 名	表彰状・副賞（5 万円）
	大会賞	一般演題賞	大会長に一任	
		Travel Award		
国際学会若手発表奨励賞			若干名	表彰状・副賞（5 万円）

所属機関口座に振り込む場合は、所属機関のコンプライアンス規定に従う。

2. 応募資格

1. 日本統合失調症学会正会員であること（正会員でない方は事前に入会の申し込みをして下さい）。
2. 応募大会年の 3 月 31 日時点で、原則として 40 歳未満または大学等卒業後 16 年未満であること（原則を満たさない場合には、様式自由で数行程度以内の理由書を添えてください。詳細な個人情報の記載は必要ありません。例：途中、3 年間、家族の介護で研究を中断していたため）。ただし、当事者・家族・市民の場合は、その限りではない。
3. 当該回（今回は第 21 回）の学術集会にて研究知見（学会賞に応募した学術活動内容の全部または一部に相当するもの）を一般演題にて筆頭演者として学会会場で応募者本人が発表できること（一般演題登録画面を PDF 化の上、学会賞応募の際に、添付していただきます）。国際学会発表奨励賞においては、国際学会発表後の次回大会にて発表知見と参加体験を発表できること。
4. 学術賞の学会賞は、原則として、同賞の受賞者は再応募できない。また、国際学会発表奨励賞は、原則として、同賞の受賞者は再応募できない。ただし、学会賞受賞者は国際学会発表奨励賞に応募できる。また、国際学会発表奨励賞受賞者は学会賞に応募できる。
5. 学術賞の大会賞は複数回の受賞を認める。
6. 学術賞の大会賞において、上記 1、2、3 の条件緩和を各大会長の判断で行うことができる。その場合には、各大会ホームページ等で告知する。（例：臨時会員の受賞を認める；年齢制限を設けない；あらかじめ募集せず演題発表の中から選出する、など）

3. 選考方法

- ・学会賞：学会賞選考委員会の選考結果に基づき、理事会で承認する
- ・大会賞の選考詳細については、各回大会を開催する大会長が定める